

無料低額診療事業のご案内



無料・低額診療制度とは、
医療費を

減額 免除 できる
制度です。

経済的な理由により、医療費の支払いが困難である方で、福岡医療団の関連届出の病院や診療所を利用した場合に、自己負担金または一部負担金について減額や免除をします。
この制度は、生活が改善するまでの一時的な措置（最長6ヶ月）であり、公的な制度の活用を含め問題解決に向けて相談をおこないます。



例えばこんな方に

- 国民健康保険の短期保険証、資格証明書が発行され困っている方
- 病気や障害などで収入がなくなって困っている方
- リストラや失業のため一時的に収入がなくなって困っている方
- 医療費の支払いをすると生活に困難を生じる方



ご利用方法



※お身体の状態や生活状況などいかがい、公的な制度の活用なども含めてご相談致します。
(なお、プライバシーは厳守いたします)

〒815-0082 福岡市南区区大楠 1 丁目 17-7

千鳥橋病院附属 大楠診療所 TEL:092-531-9407 ご来院前にお電話ください

無料低額診療事業適用申請書

事業所長 殿

生計困難につき無料低額診療事業適用のご承認をお願い致します。

住所

TEL

年 月 日 申請者氏名 (続柄) 印

生計報告書

ふりがな		男女	年 月 日生 歳	ID-No.			
患者氏名							
保険種別	社保 (本人・家族) 国保・後期・障害・原爆・他公費 () 生保 無保険						
住所							
TEL							
世帯の構成および収入状況	氏 名	続柄	性別	年齢	職業等	月收入	備考
		本人					
	昨年度の総収入			前3ヶ月収入			
資産状況	不動産		負債状況		その他		
	貯金						
	生命保険						

新規
継続

新規 ・ 継続

受付
印